

岩手県告示第 477 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成 19 年 6 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 下閉伊郡岩泉町小本字大牛内 434 の 8、434 の 9（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。